

会議の概要

1 会議名	平成30年度第4回文化財審議会
2 開催日時	平成31年3月18日(月) 16時00分～17時00分
3 開催場所	特別会議室
4 出席委員 [■出席 □欠席]	■橋本委員 ■服部委員 ■足立委員 □永田委員 ■喜多委員 ■森委員 ■菊地委員
5 傍聴者数	0 人
6 公開の可否	■ 可 □ 不可 □一部不可
7 議題及び結果の概要	1 協議事項 旧安田邸について

1 協議事項 旧安田邸について

(事務局) 机上に置いている資料について、先般の審議会を受けて事務局で作成した要望書の案であり、これを土台にしてもしくは一から考えていただきたい。

(委員) 文化財保護法の総則第一条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とあり、指定文化財とは断っていない。この総則をもって地方にも権限を委託している。建議をなさいとむしろ言っている。地域の文化財を守るための法律である。議員立法としてできた重要な法律であり、もっと全般的な文化向上に資するものであると理解していただきたい。

(事務局) 守るべきものは指定文化財だけだとは考えていない。指定されていない全ての文化財について守りたいという思いはあるが、全ては指定できない。何とか文化財が保全できないかと努力している状況である。

(委員) (要望書の案について) 前の審議した内容について全体的に網羅できている。法的に権限を逸脱するというのであれば、市長ではなく教育委員会に提出して、教育委員会から市長に伝えていただくのでも仕方がない。プロジェクトの審議担当者に文化財審議会からこういうものが出されたと伝えてもらうのは問題がないと思う。

(事務局) 担当部局には審議会のいきさつを全て伝えている。文化財審議会の考えだということでも事実上の提出は可能であると考えます。

(委員) 市長と教育長と連名にして提出することも可能かと思うが、教育委員会宛てに提出し、それぞれの担当部局へも使えるように利用してほしい。

(事務局) 文化財を守るという姿勢を示すというのは事務局としても認識しており、できる範囲で委員の思いも行政部局へ伝えている。

(委員) 宛先は2通か。

(事務局) 実際に提出するのは教育委員会宛てになる。担当部局の政策部門にも審議会の意見として提出する。

(委員) プロジェクトの審査担当には提出しないのか。

(事務局) 政策部門が選定委員会の事務局になるので、政策部門に伝えたい。

(委員) この件について、議会が事実上審議を中断している。議会に誤解を招いたままで終わるのもよろしくない。議会事務局を通じて、審議会の意見を配布してもらうことはできるか。

(委員) 教育長が意見書を受けた後、市議会議員に配布できないか。正しい理解ができていないのが一番の問題で、我々が知らない間に物事が進行して壊される可能性が出て来ており、このような文化財があると議員に正しく理解してもらう必要があると思う。

(事務局) 教育委員会がどう判断するかになり、一存では判断できない。

(委員) 今回のプロジェクト以前に、いかに具体的な保存を考えるかというのが一番重要な課題となる。議員や市の担当部局のサポートが必要になる。審議会としてはこう考えていると伝えてほしい。

(事務局) 選定委員会で仮に応募がなければ白紙になる。文化財としての価値については認識しているが、現状維持で5千万、修繕しようとするると4億円と議会でも言われており、費用面として保存が難しいというのが担当部局の姿勢であり、その辺の事情についてはご理解してほしい。

(委員) できるだけ努力していただくことをお願いして、結果について次回審議会で報告してほしい。

(事務局) 教育委員会は教育長だけでなく合議体の判断になる。また、担当部局には直接持参し、文化財審議会としては憂慮している、今後の方針について考えて欲しいと伝えるつもりである。